ごみの減量 始めませんか

ごみを減らすために ―私たちにできること―

私たちが生活する上で、必ず出るごみ。このごみを処理するために、多くの経費が使われていることをご存じですか。
私たちのちょっとした工夫や心掛けで、ごみも経費も減らすことができます。

【問合先】＝本庁環境課廃棄物対策グループ（内線2731・2732・2733）

本市のごみの量はどのくらい？

（単位：トン）

	H 25 年度	H 26 年度	H 27 年度
資源物	3,134	3,008	2,990
粗大ごみ	1,388	1,458	1,820
燃やせないごみ	1,043	1,007	1,241
燃やせるごみ	23,928	24,054	24,007
合計	29,493	29,527	30,058

ごみが増えると何が問題？

ごみを燃やす際に、石油や電気など、多くのエネルギーを消費してしまい、限りある地球の資源を無駄に使ってしまいます。市の費用もそれだけかかることになります。

また、ごみを燃やすと、二酸化炭素などの温室効果ガスが発生し、地球温暖化の要因となります。

私たちにできる取り組みは？

ごみの量を大幅に減らすためには、ごみ全体の約8割を占める「燃やせるごみ」の量を、いかに抑えるかが鍵となります。

①詰め替え商品やばら売りをなるべく利用し、使い捨て容器や使い捨て商品の使用を抑えましょう。
②会食や宴会時は、乾杯後30分とお開き前10分間は席を立たずに料理を楽しむ30・10（さんまる　いちまる）運動を推進し、食べ残しがないように努めましょう。
③毎月10日を、もったいないクッキングデーとし、これまで捨てていた野菜の茎や皮などを上手に活用して料理を作ってみましょう。
④毎月30日は、冷蔵庫クリーンアップデーとし、冷蔵庫内の賞味期限や消費期限の近いものや、傷みやすいものから優先的に使用し、冷蔵庫を整理しましょう。
⑤生ごみの約80％は水分です。しっかり水分を切ってごみに出しましょう。

市では、生ごみの自家処理（堆肥化）を推進しています。生ごみ処理機器などの購入に対し、補助金を交付しています。詳しくは問い合わせください。

ごみの分別などは、私たちの生活に定着してきていますが、いまだマナーを守らない人も多く見受けられます。
燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物の詳細は、「ごみの分別ハンドブック」「ごみ・資源物収集カレンダー」などで確認ください。
＊本庁環境課または各支所地域振興課で配布しています。

野焼きの禁止！

ごみの焼却は、たき火など一部例外として認められているものと、プラスチックなど、全く燃やしてはいけないものがあります。
例外として認められている場合でも、焼却以外に適切な処理方法がとれる場合には、焼却をしないようにお願いします。**家庭では焼却をしないことが原則**です。
また、焼却すれば煙の発生が避けられません。住宅に煙がかかってしまうと洗濯物が干せないなど、近隣の生活環境に支障を来してしまうことがあります。

資源物？燃やせないごみ？迷ってしまう「ごみの疑問」

Q：欠けてしまった瓶、割れてしまった瓶はどっち？
A：欠けてしまった瓶は、資源物でワンウェイびんとして出してください。また、割れてしまった瓶は紙などに包み、けがをしないように**袋に明記してから**、燃やせないごみとして出してください。

Q：さびてしまった缶はどっち？
A：少しのさびであれば、そのまま缶として資源物に出してください。さびが目立つ場合や、どちらに出せばいいか迷う場合は、**燃やせないごみとして出してください。**

交通災害共済に加入しましょう

【問合先】＝本庁市民課企画総務グループ（内線 2563）または各支所地域振興課市民生活グループ（鹿島支所は市民福祉グループ）

交通災害共済は、交通事故が原因でけがをした場合に、治療実日数に応じて見舞金を支給する相互扶助の制度です。
わずかな掛け金で、万が一の交通事故に備えることができます。年度途中からでも加入できますので、ぜひ、加入しましょう。

交通災害共済制度の概要

■対象者

4月1日現在で本市に住民登録している方は、どなたでも加入できます。
＊外国人住民も含みます。

■申込方法

本年2月に各世帯に送付した「薩摩川内市交通災害共済加入申込書」により、市指定金融機関または本庁2階公金取扱所で掛け金を納入してください。
＊加入申込書の紛失、加入人数の変更がある場合は再発行しますので、問合先まで連絡ください。

■共済掛け金

加入者1人につき年間500円です。途中加入者についても同額です。共済期間開始後の転出・死亡の場合、掛け金は返還されません。

■共済期間

本年3月末までに納付した方は、本年4月1日から平成30年3月31日までです。
ただし、4月1日以降に納付した方は、掛け金を金融機関に納めた日の翌日から平成30年3月31日までとなります。

交通事故に遭った方 災害見舞金の請求はお済みですか？

日本国内で交通事故に遭い、医療機関で治療を受けた方は、治療実日数に応じて災害見舞金が支給されます（交通事故による治療実日数が7日以上の方が対象となります）。
災害見舞金請求方法については、問い合わせください。
＊災害見舞金を請求できる期間は、事故発生日から2年以内です。早めに手続きをしましょう。

支給される災害見舞金

等級	災害の程度	見舞金額
1等級	死亡の場合	1,000,000円
2等級	治療実日数180日以上の傷害	180,000円
3等級	治療実日数150日以上180日未満の傷害	135,000円
4等級	治療実日数120日以上150日未満の傷害	115,000円
5等級	治療実日数90日以上120日未満の傷害	95,000円
6等級	治療実日数60日以上90日未満の傷害	75,000円
7等級	治療実日数30日以上60日未満の傷害	55,000円
8等級	治療実日数15日以上30日未満の傷害	35,000円
9等級	治療実日数7日以上15日未満の傷害	25,000円